

豊川市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年1月30日

|         |         |
|---------|---------|
| 豊川市監査委員 | 鈴木 不二夫  |
| 同       | 上 澤 勉   |
| 同       | 波多野 文 男 |

## 別紙

### 定期監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

市民部市民協働国際課

#### 2 監査の範囲

平成28年4月1日～平成29年11月15日

#### 3 監査の実施期間

平成29年7月27日～平成29年11月15日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 契約に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 補助金・交付金に関する事務について
- イ 公金の取扱事務について
- ウ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

豊川市内の各市民館における利用協力金について、徴収する根拠が明確でないので、根拠について検討されたい。

イ 改善事項

豊川市民憲章推進事業交付金交付要綱について、補助の目的、補助対象経費及び補助額が不明確であるため、改正されたい。